

安八町省エネエアコン買替補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギー消費量の削減及び地球温暖化対策を推進するため、エネルギー消費性能に優れたエアコン（以下「省エネエアコン」という。）へ買い替える者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において次の各号に掲げる要件をいずれも満たす個人とする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 町税を滞納していないこと。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の要件をすべて満たすエアコンとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 日本産業企画C9901に基づく最新の省エネ基準達成率100%以上であること。
- (3) 令和8年4月1日以後に購入したもの。
- (4) 住所地に設置し、自ら使用するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、エアコンの購入価格（ポイント、割引等の値引きを除く）と設置等の工事費とし、消費税及び地方消費税を除くこと。ただし、次に掲げる費用は対象外とする。

- (1) 既存エアコンの撤去費
- (2) リサイクル料金
- (3) 延長保証費用
- (4) 付帯工事費（専用回路工事、コンセント交換、配管延長等）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）で、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、省エネエアコン買替補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入したエアコンの領収書の写し

- (2) 購入したエアコンの保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券の写し（令和8年4月1日以後に発行されたもの）
- (4) 買替後の省エネエアコンの設置が確認できる写真
- (5) 日本産業規格 C9901 に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上であることが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定及び確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を省エネエアコン買替補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（請求の手続）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に請求書（様式第3号）に口座情報が確認できるものの写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消しの通知）

第9条 申請内容に虚偽があった場合、または不正に補助金を受けた場合、町長は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還させることが出来る。町長が、補助金の交付の決定を取り消した場合は、省エネエアコン買替補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第10条 町長は、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、省エネエアコン買替補助金返還請求書（様式第5号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

安八町長 宛

安八町省エネエアコン買替補助金交付申請書

安八町省エネエアコン買替補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	

※ 申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

購入したエアコンの情報	メーカー	
	機種名	
	機種型番	
	省エネ基準達成率(%)	
	購入日 ※領収書発行日	
買替前の エアコンの情報	メーカー名（製品名）	型番

※複数ある場合は全て記入してください。

補助金情報	エアコン購入費（税抜額） 省エネエアコンの購入費と一体不可分の 取付工事費の合計額	円
	補助金交付申請額 エアコン購入費（税抜額）の1/3 千円未満切り捨て（上限5万円）	,000 円

【添付書類】

- (1) 購入したエアコンの領収書の写し
- (2) 購入したエアコンの保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券の写し（令和8年4月1日以降に発行されたもの）
- (4) 買替後の省エネエアコンの設置が確認できる写真
- (5) 日本産業規格 C9901 に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上の製品であることが確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

安 生 省 エ 第 号
令 和 年 月 日

様

安八町長 岡田 立

安八町省エネエアコン買替補助金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、安八町省エネエアコン買替補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定及び確定したので、通知します。

交付決定及び確定額 円

請求書

安八町長 宛

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け安生省エ第 号により補助金の交付の決定及び確定を受けた安八町省エネエアコン買替補助金を次のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ その他()
本・支店名	支店 ・ 支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

3 添付書類

口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し

様式第4号（第9条関係）

安 生 省 エ 第 号
令和 年 月 日

様

安八町長 岡田 立

安八町省エネエアコン買替補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け安生省エ第 号による安八町省エネエアコン購入補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更生決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

様式第5号（第10条関係）

安 生 省 エ 第 号
令和 年 月 日

様

安八町長 岡田 立

安八町省エネエアコン買替補助金返還請求書

令和 年 月 日付け安生省エ第 号により交付の決定をした安八町省エネエアコン買替補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途令和 年 月 日付け安生省エ第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更生決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日